

平成十五年十一月二十一日提出
質 問 第 五 号

イラク復興特別措置法における非戦闘地域の考え方等に関する質問主意書

提出者 長 妻 昭

イラク復興特別措置法における非戦闘地域の考え方等に関する質問主意書

一 イラク復興特別措置法では、イラクにおける自衛隊の活動地域を、非戦闘地域に限定し、戦闘地域での活動を認めていない。

具体的条文では、第二条第三項に「現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる次に掲げる地域において実施するものとする。」とある。

イラク復興特別措置法成立以降、現時点までで、イラク国内において、戦闘地域なるものが一度でも存在したとお考えか。存在したとすれば、いつ、どの地域であるか。またその地域での戦闘概要もお示し願いたい。

二 前項のお尋ねに関して、イラク国内の戦闘地域が不明である場合には、いつまでに、どのような基準で戦闘地域や非戦闘地域の認定をするのか、お示し願いたい。そして戦闘地域や非戦闘地域は、いつの時点のどの地域か、公表するおつもりがあるか。公表するとすればいつまでに公表するのか、お示し願いたい。

い。また、それは、自衛隊派遣直前には公表されるのか。

三 予定される自衛隊派遣の規模（陸海空別に何人程度か）と派遣場所、具体的業務内容を概要でもお示し
願いたい。

右質問する。